

幕末期辺境における村方商人＝地主の雇用関係：肥後国天草郡御領村石本家の「定石」奉公人

秀村，選三

<https://doi.org/10.15017/4362458>

出版情報：経済學研究. 23 (3/4), pp.261-295, 1959-04-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

幕末期辺境における

村方商人 〓 地主の雇用関係

——肥後国天草郡御領村石本家の「定居」奉公人——

秀 村 選 三

目 次

- 一、はし がき
- 二、問題の限定と史料
- 三、文化年代における「定居」奉公人
- 四、雇用関係の成立と雇用期間
- 五、給 付 形 態
- 六、主家の規制と労働の態様
- 七、あ と が き

- 一 は し が き

封建社会においても雇用関係が決して無視すべからざる重要な問題であることは最近の研究が明らかにしてきている。

幕末期辺境における村方商人 〓 地主の雇用関係

第二十三卷 第三・四号 二六一

もつともその雇用関係が封建社会に適合し、封建社会の構成的要素を成すもので、封建社会の消長と運命を共にするものであつて、後にあらわれてくる賃労働関係とは一応断絶したものであるのか（たとえばポスタン・コスミンスキイ）、それとも封建社会の胎内において農民層の分解と共に芽ばえ、はじめは幾多の身分的制約を絡ませてはいるが、徐々にその制約を払拭しつゝ封建社会の解体・資本主義の成立過程において、萌芽的賃労働→近代的賃労働へと連続してゆくものであるのか（たとえばヒルトン）、それは重要な課題として投げかけられているように思われる。

この問題はわが徳川期封建社会について問いかけても重要な問題をもつていであらう。勿論徳川期の「大名」領主は単なる封建的土地所有者というよりは、むしろ、ヨリ、公的な土地領有者（行政領主）として既に農業経営その他の生産面からは遊離していて、そういう意味では領主直接の雇用関係——たとえば西欧中世のファームルスの如き問題は一応起らないであらう。たゞ大名領主が直接の経営から遊離していると云うことは単にその収取基盤に標準的農民たる本百姓が一様に簇生・展開していることを考えれば良いというものではない。むしろ幕藩体制生成の複雑な過程の中から、一方には前代よりの土豪を種々の形で（勿論幕藩体制に適合する如く変容せしめているが）残存・連続せしめ、他方には徳川期自体の発展として有力な地主や村方商人を成長・発展せしめており、或は地域によつては微弱乍ら富農の萌芽とさえ思われるものを生成せしめていたのであつた。

彼等のもとに従属せる直接生産者のあり方（それは「雇用」よりも更に隷属度の強いものを多分に含んでいるが、それらを含めて）について夫々解明してゆくことは、徳川期封建社会における雇用関係（乃至その前史的形態も含めて）の性格を見きわめる上

に、きわめて重要なことであろう。史料の表現はたとえ同じであつても、云わば徳川期封建社会の秩序に適合するものと、諸種の制約はあるにせよ漸次賃労働へと伸びてゆく可能性をもつものとを、えりわけてゆく必要があると思われる。と云うのは現象面では多くの共通点をもちながらも歴史的意味には微妙な差異があることが屢々なのである。

小野武夫氏以来、従来の研究では奉公人について諸種の類型をつくり、その相互の関連、またそうした奉公人の発展系列を考察してきたのであつた。かゝる取り上げ方もたしかに必要であるが、云わば奉公人をそれに密接に関連する諸種の関係から抜き出して制度史的に見ているだけに、雇用史の研究に期待さるべき問題をむしろ矮小化してしまつた感がないではない。むしろ夫々の雇用関係が置かれている地域や村落の性格が充分考慮されねばならないし、殊に主家の家生活や経営形態との密接な関連のもとに探究さるべきであろう。たとえば土屋喬雄氏のごとく年季奉公一般に賃労働の萌芽云々を論じるだけでは説得力が乏しいのであつて、むしろその置かれている条件如何により年季奉公の歴史的意味も相当異なつてくるように思われる。

そういう意味では奉公人とその主家の経営形態、家の歴史的性情などとの密接な関連の下に考察することは今後特に試みるべき方法と思われ^る。従つて筆者は雇用関係乃至その前史的形態については、これを包含する家^々経営形態を類別し、それぞれの家の中の労働組織の編制のあり方、主家と各種奉公人との関係等を解明しつゝ、総合してゆくならば全体としての雇用史の研究が進められてゆくのではないかと思う。即ち次の五つの型である。

(1) 上層郷士・在郷家臣……戦国期の土豪が幕藩体制に適合する形で農村に「在宅」し、小領主^々地主として存続。手作

地の耕作・家内の雑役等には下人（一面武家奉公人的）や知行地農民の夫役など独自の労働組織をもつて⁽⁴⁾いる。

- (2) 名子主（地頭・御館）……古島敏雄・森嘉兵衛・有賀喜左衛門氏ら多くの人々によつて研究せられた名子（被官）・譜代下人を中核とする労働組織。

- (3) 村方地主Ⅱ豪農……村役人・高利貸・地主として発展。一面農村ブルジョアの性格ももつ。藤田五郎氏の所謂「再版農奴主的地主・寄生地主・農村ブルジョアの三重契機の統一」⁽⁶⁾。質物奉公人↓年季奉公人を中核とする労働組織。

- (4) 村方商人Ⅱ地主……(3)の亜型として把握すべきかも知れぬが、特に商人としての出自、商人的性格、商業経営のウエイトの重さ、地主経営における前者とのニュアンスの違いを指摘したい。小稿もその一例となるであろう。

- (5) 摂津型農民……戸谷敏之氏により指摘された富農の萌芽的形態⁽⁷⁾。古島敏雄氏らによつても取りあげられた⁽⁸⁾。中堅層農民の広汎な展開、それを支える年季奉公人、一季奉公人、日分け（日割り）奉公人等……

これらは相互に全く排除しあう概念ではなく、各地の事実（Ⅱ史料）は右の類型の複合・混融形態としても出てくるであろう。また、それぞれの家の発展・衰退が一つの型から他の型へと転換せしめてゆくことも考えられる。まさしく事実Ⅱ史料は余りにも複雑・多様である。併し複雑・多様な全体の事実に接近するには、かゝる幾つかの類型を分ちつゝ、その典型と想定される家についてモノグラフをつくつてゆくことは我々若い研究者の為すべき第一の作業のように思われるのである。

こゝに取りあげようとする肥後国天草郡御領村の石本家Ⅱ松坂屋の労働組織の研究は右に掲げた村方商人Ⅱ地主の典型

として選定したものである。即ち徳川期封建社会における商品・貨幣経済の發展と共に農村内部・在町に發生してくる商人であり、諸種の特権を得てもその特権の内容が所謂旧来の都市特権商人とは相当異なつていようように思われる（もつとも封建権力との妥協・結託が強まれば強まる程、都市特権商人の性格に近接してゆく）。殊に商業取引、貸付のみでなく、商品生産・運漕業・地主経営等に多面的な發展を遂げていて、徳川中期以降における生産と流通の一つの型が彼等に体现されているように思われる。勿論地域により、また商業取引・商品生産等の内容によつて種々差異は見出し得るにせよ、巨視的には一応右の概念を以ておさえ得るものが各地に存在していたのである。たとえば中央地帯では山城国乙訓郡神足村の岡本家⁽⁹⁾、油屋、東北辺境地帯では羽州村山郡大蔵村の稻村家、⁽¹⁰⁾同平鹿郡増田村の石田家、吉里々々の前川家など、西南辺境地帯では出雲大社町の大年寄・藤間家、⁽¹¹⁾藤間屋、豊前行事村の玉江家、⁽¹²⁾館屋、筑後田主丸町の林田家、⁽¹³⁾手津屋、肥前小浜の本多家、⁽¹⁴⁾岡崎屋・駿河屋、薩摩指宿の浜崎家など多くの事例を挙げることが出来る。これらはいづれもその経営の發展に依つて広汎な管理組織・労働組織を形成していたのである。これら各家との比較・関連づけは後日の問題として今は天草石本家の労働組織の解明に力を注いでみたい。

- (註) Postan, M. M., *The Famulus, the Estate Labourer in the XIth and XIIIth Centuries* (Ec. H. R., Supplement. 2, 1954), Kosminsky, E. A., *Studies in the Agrarian History of England in the XIIIth Century*, 1956, chap. VI, Hilton. R. H., *The Economic Development of Some Leicestershire Estates in the XIVth and XVth Centuries*, 1947, esp. pp. 138-148.

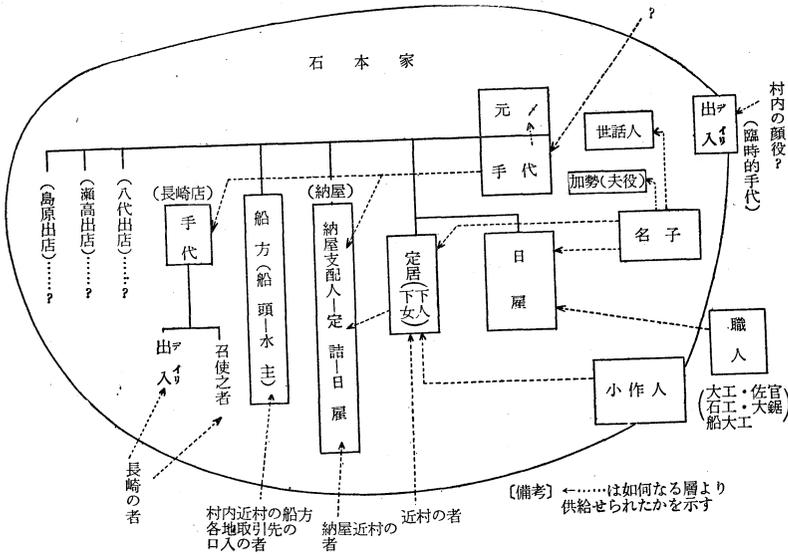
- (2) 土屋喬雄著、日本資本主義史論集第一篇のうち特に第二、維新前後の日本農業に於ける賃労働。それに対する強力な批判としては古島敏雄著、近世日本農業の構造、第四篇第二章第五節、地主手作経営の時代的性格。
- (3) 大塚久雄氏が「賃銀労働者の雇用」について『問題は、雇用者自身の歴史的性格の如何に存する』と指摘されていることは重要である。(近代歐洲經濟史序説上ノ二、二四四頁)。藤田五郎氏の豪農経営とその雇用関係のとりあげ方も重要であろう(封建社会の展開過程第三章)。
- (4) 筆者がモノグラフを作りつつある大隅国高山郷守屋家はその事例となるであろう。「幕末における薩藩郷士の農業経営と下人(九大經濟学研究十九ノ三)、郷土手作における畑作の態様、(九大九州文化史研究所紀要第六号)、薩藩郷土の手作における労働の態様(九州經濟史論集第三卷所収)、幕末期薩藩における一上層郷士の労働組織(本庄栄治郎博士古稀祝賀記念論文集所収)参照」。
- (5) 古島敏雄著、近世日本農業の構造、第四篇第一章。森嘉兵衛、旧仙台藩の名子制度(社会政策時報二一〇号) 仙台藩松川村鈴木家の名子制度(岩手大学学芸学部年報第二卷) 旧南部領九戸郡における一地主の研究(社会經濟史学八ノ七) 奥羽地方における農業経営の研究(同十三ノ七・八) 近世奥羽地方における名子制度に就いて(同十三ノ十一・二)。有賀喜左衛門著、南部二戸郡石神村における大家族制度と名子制度、日本家族制度と小作制度等々。
- (6) 藤田五郎著、近世經濟史の研究、六頁。近世封建社会の構造、第三章参照。
- (7) 戸谷敏之著、近世農業経営史論、三一―四頁。
- (8) 古島敏雄・永原慶二、商品生産と寄生地主制、特に一七三頁以下。
- (9) 足立政男著、近世在郷商人の経営史。
- (10) 伊豆田忠悦、東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産(社会經濟史学第二十三卷第三号)。
- (11) 半田市太郎、秋田藩における在郷商人の生成と發展(歴史、第七輯)。
- (12) 板沢武雄、南部藩における沿岸富豪の一形態(歴史地理、八七卷一・二号)。

二 問題の限定と史料

享保期（一七一六―三五）を劃期として九州地方にも商品・貨幣經濟が相当深く浸潤しはじめるのであるが、そうした中であつて、辺境天草島の御領村石本家も商人Ⅱ銀主（金貸）Ⅱ地主として目ざましい發展を示しているのである。此の家の經營形態や經營の内容については今迄にも屢々取扱われてきたところであるが、殊にその多面的・未分化的性格については注意すべきであつて、商品取引・高利貸付・國產物取扱・長崎貿易へのタッチなどと共に天草島全域、島原藩領内にもわたる地主經營（小作料收取、塩浜をも含む）、微弱とは云え手作の連続、製蠟業・酒造業の經營更に廻漕業者Ⅱ船持商人としての活躍など諸般にわたつている。⁽²⁾従つてその管理組織・労働組織もその時代としては相當の發展を見せていたのである。筆者はさきに手代と世話人Ⅱ小作管理人について文化・文政年代を中心に考察したが今後労働組織について考察してみたいと思う。石本家における雇用關係の概要についてはさきに大雜把にふれているので参照していただければ幸である。大略を示せば次図のようであつた。

小稿ではさしづめ労働組織の重要な部分を占める定居（Ⅱ奉公人）―下人・下女に限り窺つてゆくことにする。主に依拠するところの史料は石本家の諸記録に「日雇帳」と略称されているところのものであつて、具体的には第1表に示した諸帳簿である。これらはその記帳方法を徐々に發展せしめており、寛政十年（一七九八）代と文化十三年（一八一六）の「日雇並船方指引帳」が最も詳しくなる（天保・弘化年代の日雇帳はきわめて薄く、その内容も不完全なものゝようである）。日雇

幕末期辺境における村方商人と地主の雇用関係



第 1 表 史料の種別

史料名	年代	形式	冊数
下人主事改覚日記帳	明和 9	長帳	1
下人主事並ひ用覚帳	安永 2	//	1
男女主事ひ用帳	安永 3	//	1
男女日用覚	安永 4	//	1
男女日雇帳	安永 5, 6. 天明 3	//	3
日用覚日記	安永 8, 9, 10	//	3
日雇帳	天明 5, 6, 7, 8, 9 寛政 2, 3, 4, 5, 6, 7 天保 15. 弘化 2, 5	//	14
日雇並船方指引控帳	寛政 8, 9, 10, 11, 12 文化 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 12, 13	//	15

並船方指引帳では定居（奉公人）細々日雇（以下に述べる諸種の日雇以外の雑多なもの）、米打日雇、糶摺日雇・茶摘日雇・櫛取日雇、及び形石取日雇、加勢人・日雇（日々雇人）〔他の史料に定日雇と

見ゆるものや、名子・「出入」^{イリ}或は世話人・嚙絞^{イリ}り・大工・左官・石工・大鋸等の職人も含む」更に船方・借舟と順次に夫々の座を設け、各人毎に勤めの月・日・作業種別・日数を簡単に記載し、賃銭の支払・取替・前貸・差引については或る程度詳しく記載する。もつとも寛政十年代の日雇帳より以前に遡ると数人を除いては一般に賃銭の支払や差引等についての記載は見えない。又安永初年代では船方に関する記事を欠いている。これらの史料は労働（作業）の種別・日数を明確にし、賃銀支払の基準とした帳簿であるから、それ以外のことをこの史料に望むことは無理である。たとえば奉公契約の諸条件を窺うためには奉公人請状の如き史料が形式的とは云え最も良いわけであるが、右の帳簿には全く記載されていないし、奉公人請状自体も残念乍ら現在まで一通も見出し得ない。また各種の帳簿に奉公人に関する断片的記事を見ることがあるけれども、歴大な史料の中に見ゆるすべての記事に眼を通すことはきわめて困難であろう。また日雇帳を他の諸帳簿と連関させ組合わせて考察することが非常に重要だと思ふが、この点も史料の歴大さに圧倒される感があり、未だまとめる段階には至っていない。また他方石本家の歴大な史料に拘わらずその殆んどが石本家自体の経営史料であつて石本家の所在地たる御領村乃至佐伊津村の村方史料は全然と云つていい程残存していないのである。このため村落内部の構造、殊に石本家をめぐる家相互間の關係を知る手掛りはきわめて乏しいと云わねばならない。従つて労働組織の上でも石本家に奉公人や日雇を出す家の性格がきわめて把握しにくいのである。こうした史料の欠陥と限界を充分認め、そうしてこれらを補う作業は後日に残して、こゝでは「日雇并船方差引帳」―限界を認めた上でしかもなおすぐれた史料と云い得ると思う―を基礎にして、文化年代を中心に石本家の労働組織、特に「定居」と云われた奉公人を考察することとしたい。文化年代を選定した

ことは多分に便宜的であつて、最大の發展期と伝えられる五代勝之丞の時代であること——そういう点から私たちの共同研究も文化年代を中心に考察を続けてきた——、また史料が前述の如く寛政十年以降詳細になつてゐることが理由と云えば云える〔但し享和元文化二年まで欠除してゐるので文化三年以降をとりあげる〕。併し安永・天明・寛政各期についても石本家の経営形態の發展に即してその労働組織を今後解明すべき計画は立ててゐる。たゞ史料の龐大さと能力の不足が今は文化年代に限つて考察せざるを得ないのである。

注 (1) 石本家に関しては次の如き諸論文がある。宮本又次、天草石本家研究の意義と九州在郷商業資本の性格。吉田道也、石本家略史。

服藤弘司、石本家と寛政八年の百姓相續方仕法。藤本隆士、石本家の土地経営。篠藤光行、村方商人の性格と製蠟業。武野要子、近世長崎に於ける貿易業。秀村、石本家の経営形態に関する一考察（以上いずれも九大・九州文化史研究所紀要第三・四合併号所収）。藤本、近世天草における新田刈分小作（宮本又次編、農村構造の史的分析、所収）。武野、薩藩琉球貿易と貿易商人石本家の関係（九州経済史論集、第二巻所収）。秀村、幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人（九大、経済学研究二二ノ一）藤本、近世天草における商人地主の形成について（福岡大学商学論叢、第二巻第一号）など。

(2) 簡単には前掲拙稿、経営形態の一考察、二〇四頁の表を参照。

三 文化年代における「定居」奉公人

石本家では奉公人を「定居」と云い、また下人（下男）・下女と云つてゐる。前述の如く各年度の「日雇並船方指引帳」では最初に「定居」の座が設けられてゐるので、これによつて文化三ノ十三年（一八〇六一一六）の「定居」奉公人を示

第2表 文化年代における「定居」奉公人

年度	肩書	奉公人	勤日数	備考	年度	肩書	奉公人	勤日数	備考	
文化3年寅(1806)	茂木根, 兵治郎事	藤右衛門	1年	寛政11年2月晦日入家	文化8年未(1811)	茂木根, 長吉伴, 酒方, 下人	兵治郎	236日<225日>	8月3日病氣宿元へ引取	
	野頭	千作	1年			城内, 新七伴, 下人	良八	384日<347日>		
	下河内村	清四郎	1年			佐伊津村, 下人	八重蔵	384日<375日>		
	荒河内村	丈右衛門	1年	文化2年10月14日入家		釘原, 下人	治作	384日<373日>		
	城内, 新七伴	了八	1年	文化2年4月13日入家		荒河内村野口, 乳母	そ	1年		
	釘原	かやき	1年	文化元年9月15日入家~本年6月15日迄		六田, 国八伴, 下人	(秋次郎)	<28日>	2月1日入家~閏2月22日引取	
	宮尾, 店勤	ゆき	1年	文化2年9月9日入家~本年3月25日迄		山ノ木, 出来蔵娘, 下女	ちよ	半季	3月10日勤~8月7日引取	
	釘原	きん	1年	文化2年11月1日より勝之丞海苔養生のため島原有家へ渡海, 本年1月15日帰国, 定居となる		引坂, 下女	きく	345日<324日>	2月11日入家	
	荒河内村	し	半季	文化2年8月3日入家~本年1月14日迄		下人	きく	<277.5日>		
	釘原	(勝弥)	<20日>	1月20日迄		佐伊津村船津, 権三郎娘	すわ	384日<376日>	(日数中前年度8月の5日間日雇を含む) 正月~4月は富岡詣	
濱田, 羅宅勤	よし	1年	5月13日~11月未迄	城内, 良八妹	くに		2月7日まで, 他に3月に12日間勤め3月16日引取			
引坂	みん	1年	6月13日入家	釘原, 権兵衛娘, 新宅下女	津	半季	1月~5月12日			
茂木根, 下人兵治郎弟	進(市)	1年	9月20日入家(文化4年日雇による)	野頭, 豊次娘, おまつ守	かや	<62日>	10月27日入家			
犬崎	おや	1年	7月11日入家	金太郎娘, 逸八口入	まつ	?	5月13日入家~5月27日引取			
六田, 国八伴	秋治郎	<104日>	9月15日より定居	大島, はる, 八重八口入, 新宅下女	ふで	114日<108日>	9月6日入家			
文化4年卯(1807)	茂木根, 長吉伴, 酒方	兵治郎	1年		文化10年酉(1813)	佐伊津村, 太作口入	銀助	360日<335日>	1月25日入家	
	野頭, 順作伴, 蠟方	千作	1年			佐伊津村, 太作世話	吉左衛門	360日<329日>	1月25日入家	
	城内, 新七伴, 舟雑事	了八	1年			二江村, 大島店乳母口入	ふく	<57日>	9年6月12日新宅へ入家, 12月21日店下女引取のため店勤となる	
	茂木根, 兵治郎弟	市作	1年	文化3年9年20日入家		佐伊津村, 権三郎娘	さん	<154日>	2月26日入家~8月3日迄, 4日より新宅勤	
	六田, 国八伴	秋治郎	1年	文化3年12月25日入家, 本年12月1日引取		本戸今釜, 広瀬村栄助口入, おじつ乳母	さや	232日<166日>	文化8年7月6日入家, 本年は1月, 2月7月~12月	
	釘原, 金左衛門伴, 久助口入	惣助	1年	12月21日~25日弟勤む		引坂, 八重八口入	(きく)	<14日>	3月17日入家	
	小串, 茂七伴, 下人兵治郎口入	茂左門	1年	前年12月13日入家		本戸	(さや)	<16日>	1月ノミ	
	下河内村, 下人	(清四郎)	<15日>	1月15日引取		野頭, 龍蔵娘	しも	<57日>	6月13日~7月15日新宅勤	
	釘原	きん	1年	前年7月11日入家~本年9月13日迄		二江村, 勘十郎乳母	かね	<219日>	7月15日昼後~8月10日店之勤	
	大崎, 恒八伴	やす	1年	前年6月13日入家~本年9月23日迄		国八娘	きん	...	文化9年2月28日入家, 6月29日引取	
伊左衛門口入, 引坂	な	1年	前年6月13日入家~本年9月23日迄	庄太郎妹, おじつ守	すよ	<112日>	文化9年11月26日入家, 6月13日引取			
釘原, 久助口入	ひさ	1年	1月25日入家	二江, 乳母口入	(きく)	<10日>	文化9年8月27日入家, 7月10日引取			
舟津	伊勢松	303日<277日>	2月21日入家	野頭, 与之助口入	かや	239日<216日>	5月28日入家			
でんどう	はる	<113日>	9月朔日入家	宮田村生, 利兵衛世話	つよ	179日<163日>	6月17日入家			
山ノ木, 新七娘	(まつ)	<10日>	10月21日入家, 半季約定, 病氣にて11月5日迄	ば(馬場), 栄作娘	み	192日	7月17日入家			
濱田, 休蔵娘	よし	<44日>	11月5日入家	杉山	し	<49日>	閏11月11日~12月晦日			
町山口村宇平治娘, 竜三郎姥	おとら	<104日>	9月13日入家(文化5年日雇による)	お鶴乳母	ま	<325日>				
佐伊津村, 蠟屋	新七	<170日>	6月10日入家	惣右衛門	き	<319日>				
嶋原, うば	...	<76日>	4月13日参り勤む~6月29日							
佐伊津村, うば	...	<53日>	6月27日 // // ~8月21日							
佐伊津村, 新蔵娘	(志津)	22日<20日>	8月22日入家~9月13日引取							
口入長七, 竜三郎姥										
文化5年辰(1808)	茂木根, 長七伴, 酒方	兵治郎	383日<353日>		文化12年亥(1815)	佐伊津村	吉左衛門	354日<306日>	文化10年1月25日入家	
	城内, 新七伴, 舟雑事	了八	383日<333日>			山ノ木新七伴, 仙作口入	新七	351<331>	1月4日入家	
	茂木根, 兵治郎弟, 油屋勤	市作	384日<359日>			下男	宗七		文化12年文誌による	
	六田, 国八伴	秋治郎	68日<46日>	3月8日引取		下男	三次		(同上)	
	舟津	伊勢松	209日<188日>	12月18日再入家(8月~11月の日雇日数をも含む)		下男	金次		(同上)	
	本戸山口 宇平治娘	おとら	1年	9月25日引取		宮田村, 梅本理兵衛口入	みや		文化10年7月17日入家	
	竜三郎姥	ひさ	1年<372日>	前年9月13日~本年6月20日迄, 凡10ヶ月久助口入		島原有田村, 乳母	う	あ	文化10年閏11月2日 有家泉屋にて入家	
	伝道(でんどう)	はる	<183日>	前年9月1日~3月12日迄		泉屋世話	と	く	文化11年11月16日入家	
	濱田, 林蔵娘	(よし)	14日<3日>	前年11月入家, 本年1月14日病氣引取		杉山栄七娘, 乳母	ま	き	文化10年1月1日入家	
	山ノ木, 順作伴	(千作)	24日<16日>	1月24日迄記録あり, 後は不明(?)		元来店下女	ま	き	文化11年12月9日入家~6月15日引取	
佐伊津村, 蠟屋	新七	<231日>	前年12月28日入家	辺田, 源左衛門娘	し	も	文化11年12月9日入家~12月17日引取			
濱田, 了吉娘	れつ	383日<350日>	半季, 3月16日入家~8月19日引取	馬場, 栄作娘	ま	き	8月28日入家~12月迄			
佐伊津村名子長七口入, 時平娘	くに	181日<172日>	3月24日入家	六田, 市十郎娘	ま	き	文化10年12月2日入家			
佐伊津村名子長七口入	八重蔵	237日<228日>	6月25日入家~9月16日朝引取る	新宅下女	まつ	半季				
勝三郎姥	おくら	<17日>	9月23日入家~10月10日引取			1年				
大島安右衛門娘	(かね)	<100日>	9月18日入家			<120日>				
順作娘	はる	<62日>	10月27日入家			半季+半季				
荒河内村住人, お鶴乳母	お鶴乳母	65日<62日>	9月29日入家~11月3日引取							
野頭, 順作口入, お鶴乳母	治		10月26日定居定入家							
福連木村, 源右衛門娘										
釘原										
文化6年巳(1809)	茂木根, 長七伴, 酒方	①兵治郎	1年		文化13年子(1816)	佐伊津村	吉左衛門	<360.5日>		
	城内, 新七伴	②了八	1年			山ノ木, 新七伴, 仙作口入	新吉	<325.5日>	12月8日引取	
	茂木根, 兵治郎弟	③市作	1年			元来店下女	ま	き	<338日>	1月7日入家~7月14日引取
	六田, 国八伴	④秋治郎	1年			馬場, 栄作娘	しも	<169日>		
	釘原	⑤治作	1年			市十郎娘	き	く	<344.5日>	
	佐伊津村	⑥八重蔵	1年			乳母, 嶋原有家	つ	あ	—	
	佐伊津村, 蠟屋	⑦新七	<208.5日>	2月6日より		杉山, 栄七娘, 乳母	と	く	<138日>	1月12日入家~6月1日引取
	釘原, 権兵衛娘, 久助口入	⑧ひ	1年			小串, 五伊蔵娘	まつ	半季		
	濱田, 了吉娘, 店勤	⑨お	1年			釘原	た	つ	<81日>	12月5日入家
	濱田, 保作妹	⑩れ	185日<177日>	2月3日入家~8月7日引取, 半季		六田, 太郎右衛門娘	しも	<182日>	7月26日入家, 秋居り	
城内, 了八妹	⑪く		8月8日入家~年末	新宅下女	と		6月10日~12月23日			
山ノ木, 順作娘	⑫は	1年								
荒河内村, 野頭, 順作口入	⑬お	1年								
乳母	⑭き	38日<33.5日>	1月1日~2月10日迄							
釘原	⑮き									
文化7年午(1810)	茂木根, 長七伴, 酒方	兵治郎	355日<272日>		[注]	1. 各年度「日雇並船方指引帳」により作成。				
	城内, 新七伴, 新右衛門世話前	了八	355日<297日>			2. 他の年度の指引帳その他の史料により記入した場合は○印を附し備考欄に史料名を示した。				
	茂木根, 兵治郎弟	市作	<254日>	正月~9月19日(他に12月に2日間)		3. 「日雇」(日々雇)の座の中に入れられながらも明らかに「定居」と書かれたものがあり(後日の記入のためか)この場合は◎印を以て示し, 同様に「日雇」の座の中で「定居」と取扱うべく推定されるものは*印を附して此の表の中に加えた。				
	六田, 国八伴	秋治郎	<222日>			4. 勤め日数は原史料のまま病氣, 遊, その他休日も入れて録し<>内に実際の労働日数を示した。なお2年にまたがり日数の示されているのも史料のままとして備考欄に示した。				
	佐伊津村	八重蔵	1年 355日			5. 「定居」の中にも種々の事情できわめて短時日しか居なかつたものがあるので1ヶ月に充たぬものは人名に()を附した。たゞ彼等も「定居」として入家せることが日雇等と異なるであろう。				
	佐伊津, 蠟屋	新七	<21日>	正月~2月2日		6. 文化6年度は他の表とも関係があるので奉公人各人に番号を附した。				
	釘原	治作	1年							
	荒河内村野口産, 野頭	みそ	1年							
	山ノ木, 順作娘, 勝三郎守, 下女	はる	約1年	正月~12月4日病氣引取						
	城内了八妹, 下女	くに	1年							
先年相勤船市重郎娘下女	しも	188日<178日>	文化6年8月8日入家							
野頭, 万治口入			文化6年12月26日入家~4月23日不快に付引取, 8月8日~10月14日引取							
佐伊津, 権三郎娘	よし	1年	1月15日入家~8月26日より分家店之勤(妹のお病氣のための人代である)							
店勤下女	清七	<64日>	6月28日入家~9月2日向用~付宿元へ引取							
佐伊津村利久蔵伴, 新兵衛弟	半治郎	<226日>	1月23日入家~5月朔日迄							
才津, 利久蔵伴, 佐内事	(新兵衛下改名)									
山ノ木, 出来蔵娘	よし	180日<170日>	4月4日入家~10月4日引取							
勝三郎守		<66日>	11月13日入家~文化8年1月14日迄							
山ノ木順作伴	千作	<221日>	正月~9月17日宿元へ引取(日数は11月)							
蠟屋	和吉	<146.5日>	2月14日~9月6日(11月)							
釘原	きん	<24日>	2月7日~2月30日							
堀田, 市八伴	民八	<156日>	6月21日~12月30日							
隣	惣右門	<174日>	6月17日~12月新宅勤							
犬崎, 三左衛門後家	か	<186日>	12月19日より本家勤							

すと第2表の如くなる。

此の表がどの程度実態に近いものであるかは問題であろう。たとえば文化十二年「文誌」によれば下男は吉左衛門・新吉・宗七・金次郎・三次の五人で下女は三人となつてゐるのに、日雇並船方指引帳では下男は吉左衛門・新吉の二人しか示されない。思うに文化十年以降は分家（御領・平八郎家）や、佐伊津隱宅の設立の事情がある¹ので給銀の支払などが各家に分れて全容を窺い難いかとも思われる（併し日雇はこの時期でも詳細に記録されているようである。労働関係の性格に或る変容が来つゝあつたのかも知れないが今後の研究に委ねる）。併しそれ以前文化三〇八年の日雇並船方指引帳は実態に殆んど近いのではないかと思う。殊に文化六年度は、病氣による引取の事情が無いので、もつとも純粹な形で窺い得るようである。大体に云つて、毎年下人が五〇七人程度、下女が四〇七人²と見て良いであろう。以下文化六年度を中心に「定居」奉公人¹下人・下女に限つてその性格を窺うこととする。

注 (1) これらについては前掲拙稿、経営形態の一考察一九九・二〇〇頁参照。

(2) 石本家の家族に幼少の者がいたので、此の中には「乳母」も居た（系図より推定するに勝三郎¹六代目・勝之丞が文化三年、その弟勤十郎が文化九年に生れている。この間に女子あり）。

四 雇用関係の成立と雇用期間

(I) 雇用関係の成立

奉公人はいかなる出自の者でどんな事情によつて石本家に雇用されたのであろうか。前述のように村方の史料や奉公人

請状などが全く欠除しているために不明である。従つてこゝには諸長帳によつて窺い得ることを若干指摘しておく。

(1) 出身地 彼等は殆んど村内乃至隣村佐伊津村よりの者であつて、そのほかも近村の荒河内・中河内・広瀬・二江村などが殆んどである。

(2) 出自——名子と小作人—— 彼等のうちには石本家の名子の子女が多く含まれていることを注意しなければならぬ。また名子でなくても石本家の小作人の子女から得られることが多い。名子の子女についてはたとえば文化六年で云えば兵治郎・市作は名子長七の子であり了八・その妹くにはいづれも名子新七の子女、秋治郎は名子国八の子、また治作は後に文化十三年日雇帳によれば名子として見えている。「いづれも御領村内の名子である」。しかも後掲第6表を窺つても分るように、定雇のうちでももつとも基幹的なものはかゝる名子の子弟から得られたものであつたことを注意しなければならぬ。「名子については別稿に述べる予定」。

小作人の子女についてその例を挙げると、文化六年の権兵衛（釘原）、浜田の了吉、山ノ木の順作など、いづれも零細な土地ではあるが文化六年の田畑作得帳に名前を連ねる小作人でその子女が「定居」として石本家に入家しており、佐伊津村の八恵藏、新七はいづれも「定居」当人が佐伊津村にて畑を小作していたのである。（恐らく雇用期間中は実際の耕作はその家族があつたのであろう）。

(3) 旧奉公人子女の入家 右に述べたことから当然予想されることであるが、親子、兄弟にわたり石本家の「定居」奉公人として勤めていることが屢々ある。右の例にも兄弟（妹）の事例を窺い得るが、たとえば兵治郎の父茂木根の長七は天

すと第2表の如くなる。

此の表がどの程度実態に近いものであるかは問題であらう。たとえば文化十二年「文誌」によれば下男は吉左衛門・新吉・宗七・金次郎・三次の五人で下女は三人となつてゐるのに、日雇並船方指引帳では下男は吉左衛門・新吉の二人しか示されない。思うに文化十年以降は分家（御領・平八郎家）や、佐伊津隱宅の設立の事情があるので給銀の支払などが各家に分れて全容を窺い難いかとも思われる（併し日雇はこの時期でも詳細に記録されているようである。労働関係の性格に或る変容が来つゝあつたのかも知れないが今後の研究に委ねる）。併しそれ以前文化三〇八年の日雇並船方指引帳は実態に殆んど近いのではないかと思う。殊に文化六年度は、病気による引取の事情が無いので、もつとも純粹な形で窺い得るようである。大体に云つて、毎年下人が五〇七人程度、下女が四〇七人²と見て良いであらう。以下文化六年度を中心に「定居」奉公人¹、下人・下女に限つてその性格を窺ふこととする。

注 (1) これらについては前掲拙稿、経営形態の一考察一九九・二〇〇頁参照。

(2) 石本家の家族に幼少の者がいたので、此の中には「乳母」も居た（系図より推定するに勝三郎¹六代目・勝之丞が文化三年、その弟勘十郎が文化九年に生れている。この間に女子あり）。

四 雇用関係の成立と雇用期間

〔I〕雇用関係の成立

奉公人はいかなる出自の者でどんな事情によつて石本家に雇用されたのであろうか。前述のように村方の史料や奉公人

請状などが全く欠除しているために不明である。従つてこゝには諸長帳によつて窺い得ることを若干指摘しておく。

(1) 出身地 彼等は殆んど村内乃至隣村佐伊津村よりの者であつて、そのほかも近村の荒河内・中河内・広瀬・二江村などが殆んどである。

(2) 出自——名子と小作人—— 彼等のうちには石本家の名子の子女が多く含まれていることを注意しなければならぬ。また名子でなくても石本家の小作人の子女から得られることが多い。名子の子女についてはたとえば文化六年で云えば兵治郎・市作は名子長七の子であり了八・その妹くにはいづれも名子新七の子女、秋治郎は名子国八の子、また治作は後に文化十三年日雇帳によれば名子として見えている「いづれも御領村内の名子である」。しかも後掲第6表を窺つても分るように、定雇のうちでもつとも基幹的なものはかゝる名子の子弟から得られたものであつたことを注意しなければならぬ。「名子については別稿に述べる予定」。

小作人の子女についてその例を挙げると、文化六年の権兵衛（釘原）、浜田の了吉、山ノ木の順作など、いづれも零細な土地ではあるが文化六年の田畑作得帳に名前を連ねる小作人でその子女が「定居」として石本家に入家しており、佐伊津村の八惠藏、新七はいづれも「定居」当人が佐伊津村にて畑を小作していたのである。（恐らく雇用期間中は実際の耕作はその家族があつたのであろう）。

(3) 旧奉公人子女の入家 右に述べたことから当然予想されることであるが、親子、兄弟にわたり石本家の「定居」奉公人として勤めていることが屢々ある。右の例にも兄弟（妹）の事例を窺い得るが、たとえば兵治郎の父茂木根の長七は天

明三年（一七八三）以降毎年「船方」として勤めて居て（長吉とも見ゆ）寛政年代にも年間数日づゝ勤めていることが分る（船方については別稿に述べる。右の場合は年間すべて石本家の船に勤めたものである）。或は安永二年（一七七三）「下人志事並ひ用覚帳」の下人「はなし米田」の新七、安永三年「男女ひ用帳」の下人「相差屋ノ」の新七、いづれもその肩書の意味は不明であるが、後の名子新七と推定される。若し、その推定が誤りでなければ前記文化二年以降石本家に勤めた下人八、下女_くにはその子であつたわけである。また安永八年（一七七九）の「定居」奉公人_二八（二月一日～十一月二十日まで）も恐らく後の名子_一八で、その子秋治郎は文化三年九月より「定居」として入家せるものである。名子でなくても文化七年の「先年相勤候市重良娘」下女_しもなどもあるわけである。かくて奉公人を折出する家々と石本家との家相互間には長期にわたる密接な生活連関があり、その一環として雇用関係も存続していたようである。（その他病氣などの事情で引取り兄弟が勤めることもあつた。所謂人代であらう、後述一七・一八頁参照）。

(4) 債務と雇用関係の癒着 彼等の中には小作料の滞納や借銀の返済不能のために奉公に入る場合が相当あつたと思われる。滞納、返済不能を理由に奉公に入る旨を明記した史料には未だ接しないが、奉公に對する賃錢の支払に際して「作得帳面引合せ」・「小前かし方帳面引合せ」、_三「親誰某貸方引」と云う文言は屢々見るところである。たとえば寛政十一年に奉公に入つた秋治郎は同十二年暮の給錢支払の際、差引分の一つとして寛政八・九・十・十一の「四ヶ年畑上前不足作徳帳入ル」とあり、小作料の未納分をおさめて残額が給錢として支払われているのであつた。_四或は文化三年十二月に入家せる惣助は十二月廿六日に錢八拾匁取替えを受けているが「是者引合方有之候ニ付渡方減少」と註記されており、翌四年

暮には給錢のうちより右の取替分と文化三年度の畑小作料分を差引かれ、しかもその残額は父の債務弁済に充当されているのである。⁽⁵⁾かゝる事例に我々は債務労働的性格を如実に見出すことが出来ると思う。⁽⁶⁾

(5) 日雇よりの転化 日雇として随時石本家に雇用せられていた者がその後「定居」奉公人として入家せる例は屢々見出すことが出来る。帳簿の上でも「日々雇人」の座にある者が途中で「定居」(奉公人)になり『定居所へ入ル』と録されている事は多い。或は文化五年の秋治郎の如く(前表参照)三月八日に引取つたが八月と十一月の間は時々日雇に來り、十月十八日には再び「定居」奉公人として入家せるが如きこともある。文化五年の帳簿では十二月十八日以降も日雇として計算されているが、翌年の帳簿によれば明らかに「定居」奉公人としての再入家であつた。⁽⁷⁾これと関連して云えることは、かつて長く下人として勤めた者が暇を取つた後も随時日雇として出入りした例も多く見出すことである。一般に云つて一職人の場合を除いて一奉公人と日雇との性格上の差異は殆どなく、事情により容易に転換し得るものであつたと思われる。

(6) 口入と雇用関係の性格 入家に際しては誰某「口入」と書かれ或は請人の名が録されている例が屢々ある。さきにも窺つたように名子やコカタの子弟が入家したことが多いから、そうした口入や請人が常に必要であつたかどうか分らないが、併し名子新七の悴了八でさえ名子新右衛門の口入で雇用されている例もある。概して名子(新右エ門・長七・八重八)の口入による場合が多いようであるが勿論それだけではない。次のような事例もある。文化四年二月に雇用せられた舟津の伊勢松について一この者の家が石本家と如何なる関係にあつたか全く不明であるが、

『舟津

請人 新 右 工 門

伊勢松

幾 右 工 門

右之者、是非此方に召遣ひ呉候様頼御座候得共、再三相断申候処、若哉不埒之儀に有之候へ、請合方を夫々世話可仕段、強而被相頼候ニ付、老ケ年季ニ定メ召遣ひ、尤給錢之儀は、下人並、尤格別之出精ニ而万事正路ニ勤方有之候へは、其分ハ此方了簡有之候段、幾右工門に申談置候

(文化四年日雇船方指引帳)』

とある。右の史料からは奉公人を「是非」或は「強而」石本家に頼まねばならなかつたかその理由を窺うことは出来ないが、それはともかくとして請人の一人新右工門は名子であつた。そしてかゝる強い頼み込みによる入家の場合でも、給錢が支払われること、しかも「下人並」という一種の客観的な標準が形成されていたことも注意しなければならぬ。また次節にも述べるように、名子の子弟だからと云つて無償とか或は給錢が他の者より低廉なこともない。云わば石本家の雇用關係に於ては身分的な制約をまつわらせつゝも、單なる扶養的給与から貨幣給付關係——きわめて微弱ながら労働力販売の方向に進みつつあつたと云えるのではないだろうか。と云うことはまた、或る特定の主家やオヤカタにのみ奉公すべき奉公人ではなく奉公先を変え得るものでもあつたと思われる。たとえ文化三年において浜田のよしは村内の井上家へ奉公の約束をしていた者であつたが、奉公前に石本家に日雇に来ており、更に石本家より井上家に交渉して石本家の「定居」奉公人となつた例もあるのである。⁽⁸⁾

注 (1) 年代を遡つても、日雇帳に見ゆる下人ニ定居の八重八(天明六年以降)勝次郎(同七年以降)虎次郎(同八年)金次郎(同九年以降)はいづれも名子としても見えており、恐らく名子の子弟が下人として奉公に入つたものと思われる。

(2) 安政八年日雇日記。

(3) 此の点は「百姓相続方仕法」に際して次の如き伺が出されていることから、充分推察することが出来ると思う。

『少分之貸錢並買物代私方滞等致利借、右借錢代リニ銀主方に年久敷奉公仕候へ、如何可仕哉之事

此借錢代リ奉公致候もの、元錢ニ応候程勤候へ、暇遣シ可申事

〔天草・福連木村、尾上家文書。午（寛政十年？）四月、百姓相続方取斗之儀ニ付伺出候簡条答書。〕

(4) 寛政十二年日雇船方指引帳。

(5) 史料を引くと右の通りである（文化四年日雇船方指引帳）。

『此給錢四百五拾匁

内

寅十二月廿六日、寅日雇帳へ入

一、錢八拾目 渡ス

寅年畑上前

一、〃 四拾壹匁式分 作得帳面へ入ル

二口メ 百式拾壹匁式分

引

一、〃三百廿八匁八分 惣助殿分

右者父金左エ門借用、只吉・長作・長吉引請ニ相成居候内ニ引合セ請取、此所相濟』

(6) 此の点は日雇の場合も同様の事情を見出すことが屢々である。

(7) 文化五・六・七年、日雇船方指引帳。

(8) 文化三年日雇船方指引帳に左の如く見える。

『此者、元井上文治衛門殿方に年居約定いたし候由ニ付、おてひ殿を以、此方下人ニ相成候様、相談および候処、文治衛門殿被致承知ニ付、定居下ヶ札記ス』

〔II〕 雇 用 期 間〔年季〕

前掲の表でも分るように下人は数年季にわたるのが普通である。殊に寛政十一年に入家せる兵治郎の如きは少くとも文化八年まで居たこと明かであるから年季は十数年にわたるわけである。下女は数年季にわたることもあるがその場合も、下人に比べて概して短期である。下人ははじめより年季を明確に契約して入つたものか否か不明である（恐らく無年季ではなかつたらうか¹）。併し半季はすべて下女であつて、はじめから「半季約定²」で入つたものらしい、「五月居り³」・「秋居り⁴」の下女は安永年代の日雇帳から見えている³。また病氣その他の事情による不時の引取も下女には多く見られる。

年季中病氣その他により休んだ時はその日数だけ給銀は差引かれ〔後述〕、或はその日数程度の「勤増し⁴」をすることや、代人を以て勤めさせる場合もあつた⁵。入家後数日十数日にして引取りの例も少くないが、これは石本家の方から解雇したものではなかつたらうか⁶。

出替日については表でも見るように一定のきまりの日を見出すことは出来ないようである⁷。（年末の出替りが比較的に見られるようではあるが必ずしも一般的ではない。）

注 (1) 拙稿、幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人、九二頁参照。

幕末期辺境における村方商人と地主の雇用関係

第二十三卷 第三・四号 二七七

(2) 文化四年日雇船方指引帳、まつの項。

(3) 後年であるが慶応四年辰九月「風土行事書上帳」(赤崎村)には、

『一、村法と申儀、無御座候得共、下女下男奉公人之儀、男は十二月十三日出交り、女ハ一ヶ年ニ五度出交り仕、春勤ハ十二月廿九日より四月朔日迄、五月居と唱へ四月朔日より半夏迄、夏勤ハはんげより八月朔日迄、秋勤ハ八月朔日より十一月丑之日迄、冬勤者十一月丑之日より十二月晦日まで、五度ニ出交り、……一ヶ年五度之出交りと申候而者、甚々混雜仕候様ニも御座候得共、小前百姓共差支候節ハ、一ヶ年召抱候も出来兼、至極弁利よろしく、往古より仕来、只今ニ至り村法之様相成居申候』(中村正夫、徳川期天草島における出稼の諸相、熊本大学教育学部紀要、第五号、五〇頁所引)とあり、天草では短期の季節雇は往古よりの仕来りであつたことが分る。(但し石本家の場合必ずしも右の出替り日が確實に行われたとは云えないようである)。

(4) たとえば文化四年における丈右衛門についてであるが、——『去年十月十四日致入家候ニ付、当十月十四日迄、一年季ニ相当居候得共、七月廿四日ハ十月九日迄凡七拾五日、病氣ニ付凡六拾一日勤増シ、メ一年季ニ成ル』(文化四年日雇船方指引帳)とある。

(5) たとえば店下女すわについて『午正月十五日ハ八月朔日迄病氣ニ而宿元へ引取、妹勤』とある(文化八年日雇并船方指引帳)。また文化四年の惣助については『勤日数、合老年之積、但此内段々病氣有之候ニ付、大体之病ミ迄ハ用捨致候得共、余程下之病氣故、勤まし候様申遣候得共、我が儘ニて勤まし無之、用ニ立不申、弟四五日勤方仕候ニ付、給銭出し下ケ遣候』(文化四年日雇并船方指引帳)とある。

(6) 寛政四年日雇帳に見ゆる下女さしについては、二月十日入家・閏二月二日『暇遣ス』、同五日に『断ニ付又々召遣イ』と見える。主家の事情や不都合の奉公人の場合、解雇することは屢々であつたと思われる。

(7) 御領村在郷、沢井虎次氏(明治十一年生)はじめ二、三の古老によれば、明治期でもきまつた出替り日は無かつたと云う。

五 給付形態

〔I〕 給 銭
 奉公人の給付は一年を単位とする給銭であつた〔I〕(下女の場合は半季を単位とする「給銭」の場合も多い)。併し下女では給銭よりも仕着の方が比重が大きいようである。

先づ文化六年度における奉公人各人の給銭について窺つて見ることとする。もつとも給銭の支払、或はその雇用期間内の取替は数年にわたつて考察しなければならぬので文化六年前後について(文化六年度の各人の雇用期間にわたつて全部)考察

第 4 表 文化 6 年の物価

記載月日	物	価 (1匁=19文)	匁
1. 23	粃	2 斗 銭	30
2. 26	粃	1 俵	90
3. 7	4 斗入 米	1 俵	150
3. 7	御蔵 米	1 俵	160
3. 9	4 斗入 米	1 俵	138
3. 21	櫃	俵 50 (1俵 6文)	15.8
4. 5	粃 1 俵	(75斤)	75
7.(?)	堺 酒	1 樽 (=銀48匁)	277.9
9. 18	玉 島 綿	1 本	850
9. 28	糯 粃	1 俵	75
10. 11	粃 //	1 俵	75
11. 15			70
11. 7	唐 芋	1 斤	15
12. 13	広 島 綿	1 本	890

幕末期辺境における村方商人と地主の雇用関係

〔備考〕文化6年諸色寄扣帳により作成

してみることとする。表示すると第3表の如くなる。

〔補説——表のために〕

No. 1 兵治郎は長年季にわたり、年代の点で他の者と同様に表示出来ないで別立とした。しかも給銭の差引についてはその弟 No. 3 市作と混融してなされているために市作も兵治郎の横に表示した。表中「定給銭」は勤日数に対する規定の給銭である。それを年間随時に渡され、また取替えられた分を「渡方・取替」の欄に示し、奉公の終期に差引かれて奉公人が受取る額は、返済すべき額は一として「差引」の欄に示した。

文化六年度の物価を示すと第4表の通りである。なお錢(十九文錢)一匁₁₁十九文、銀一匁₁₁一〇匁であり(文化六年諸色寄扣帳)、石本家では一日の副食費(豆腐・肴其他)・つけき・元結・びんつけ・わらし・ぞうり等諸雑費の代を五〇匁(₁₁九五〇文)と見積つているが実際はそれより幾分下廻つている(文化六年内証方入用帳)。

右の表及び日雇帳其他の諸記録から知り得ることを列挙すれば次の通りである。

給錢については或る程度の客観的な標準があつたようである。前引史料(伊勢松)〔二五頁〕にも『下人並』の文言、また後に引く史料(秋治郎)にも「並男同様」という文言があり、或は相当後年のものと思われるが高浜村上田家の「村方諸品直段并職人手間料取極」⁽²⁾には農業日雇(男・女)についで、年季居、上八百目・中七百目・下六百目。同女、上三百目・中貳百五十拾目・下貳百目、と見えており、われわれの取扱つている文化年代石本家の定雇は表でも見られる如く或る程度の基準(男二百₁₁八百目。女は仕着を入れ三百₁₁四百目位か)があつたと思われる。文化三年には下女の場合であるが『村法取切り、年貳百五十拾匁之割合』⁽³⁾とあるから恐らく下男・下女ともその給錢につき村法があつたに違いない(取切については次頁参照)。ともかく相当の長年季についてしかも恣意的に給錢をきめられている形態ではなく、一年を単位として給錢が定められていることは前者に比較して新しい形態であり注意すべきであろう。文化十二年の手代・下男・下女の給錢を表示すれば第5表の如くである。手代の中でも下男・下女より低額のものがあつたわけである(恐らく入家の日浅い若年者か)。

勿論能力や入家後の年月によつてその差はあつた。Z。兵治郎を見ても分るように年々増給されていつている⁽⁴⁾。殊に文化二年より文化三年に五百目より七百目になつてゐるのは『丑年より酒手伝ハ仕候得共並男同様』であつたのが『当年_(文化三)御主人(老人)に得差図を、酒造方一手ニ而手伝いたし候』⁽⁵⁾となつたためであろう。このように労働の種別によつて給

第 5 表 文化 12 年の 給 銭

手 代	實目	6.000
	当料	3.000
	手当	1.800
	給別	700
	手手	2.500
下 男	父 衛 郎	1.000
	子 衛 郎	.800
	兵 五 三	.400
	衛 誠 治	.300
下 女	門 吉 七	.700
	左 衛 郎	.650
	吉 新 宗 次	.600
計	3 人 分	.400
		.650
		1.050
		(内300目 …増給銭)
	計	9.550

〔備考〕 文化 12 年文誌により作成。

ら出され、また参宮餞別を与えられていることもあり、給銭を後年に受取る場合、利子をつけて支払われた例もある。⁽¹²⁾

〔補説〕 なお「日雇帳」には「取切」と云う文言が若干見えている。「取切」は一般には質物奉公において元金(米)∥身代金(米)を奉公期間の奉公によつて全部償却することを云うが、併し石本家の日雇帳で見ゆる場合にはその意味は薄れて殆んど意味をもたない。勿論、右の意味に通ずる場合もあるが⁽¹³⁾多くの場合その意味は無いようである。⁽¹⁴⁾また「おんぎん」(恩銀)という文言が一例のみ見える。恩銀は肥前地方では前借銀⁽¹⁵⁾しかも後に返済すべきもの⁽¹⁶⁾の意に用いているが、石本家の日雇帳ではそうした意味はなく給銀と殆んど変らない意味のようである。併しこれらの文言は前代に質物奉公の存在したことの痕跡であるかも知れない。寛政十年代以前の日雇帳には賃銭差引についての記事が殆んどなく、質物奉公の存否を窺うことが出来ないが注意すべき文言であろう。

注 (1) 寛政・文化年代ではすべて貨幣給付(少くとも貨幣で表示)であるが、以前の年代には現物の給付も屢々である。たとえば安永

幕末期辺境における村方商人∥地主の雇用関係

第二十三卷 第三・四号 二八一

銭に高低のあることは蠟絞りに最も端的に見られることであつて第 3 表 No. 7 新七の註⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾を見ても分ると思う。蠟絞りの場合は単なる年給銭でなく一日単位の給銭でしかも蠟屋勤(一日五匁)は諸勤(一日二・五匁)の倍として計算されているのであつた。⁽⁶⁾病氣の日数はそれ丈差引かれ、⁽⁷⁾また前述の如く病氣日数だけ後に「勤まし」⁽⁸⁾することもあつた。⁽⁸⁾精勤のものには増給銭が加えられることもあつた。⁽⁹⁾病氣の際薬代は主家か

四年（一七七五）の種七については『十一月朔日帰り、但、煙草入寄遣、本給寄抱遣、メ式品遣、濟』、与市については『閏十二月三日帰り、ひん付寄切、本給寄抱^抱』〔安永四年男女日用覚〕と見える。本給は稻であらう。

(2) 文久二年（一八六二）戊十二月、諸色直段書留帳と合冊されており、おそらく文久二年のものと推察される。

(3) 文化三年日雇船方指引帳下女ゆきの項。

(4) 彼は寛政十一年に奉公に入つたが、此の年は給銭式百目で『右給銭、茂木根かま（釜）代蔵立会之上極メ』とあり（寛政十一年日雇船方差引帳）少くともその年の暮までにきめられたと思われる。併しさきに窺つたように、はじめは「仕着手当」のみのことであつたから、此の場合も給銭で表示してあつても「仕着手当」であつたかも知れない（拙稿、手代と小作管理人、八九・九〇頁）。

(5) 文化五・六・七各年日雇船方指引帳。

(6) 蠟絞りが強度の労働であることにもよるが、そのみでなく蠟生産の利潤が大きかつたためもあるのではないだろうか。

(7) 一例を文化六年、釘原の治作について挙げると次のようである。

『日数合 三百五十五日

此訳 三十三日 病氣

三百二十二日 勤高

外ニ 六十五日 ^{〔文化五年〕}但辰十月廿六日入家、十二月廿九日迄勤高

× 四百廿日 内廿日 病氣引

○此年寄ケ年一月十三日

但辰十月廿六日と卯十月廿六日迄寄ケ年、十月廿七日と十二月廿九日迄式ケ月三日ニ而候得共、格別病氣有之候ニ付、廿日

引、夕寄ケ月十三日如此

〔文化六年日雇船方指引帳〕

(8) 前引『大体之病ミ迄ハ用捨致候』のように多くの場合勤ましの必要はなかつたと思われる。「勤まし」程計算的ではないが「加勢」をすることもあつた。たとえば寛政十一年くまの如く『半季相勤、尤病之為替り、十五日ニ戻り前之処今日迄加勢ひいたし申候』(同年、日雇帳)。もつとも「勤まし」と加勢が実質的にどの程度差があるか明確でない(註⑩参照)。

(9) 一例を文化三年下女ゆきについて見る。

『百三拾三匁式分(注||半季及び十一日勤過分の給錢)

外ニ式拾匁 増遣ス、是者外人ヲ勤方宜候ニ付如此

メ百五拾三匁式分

(文化三年日雇帳)

一般に下女に多く下男の場合は少いようである。なお註⑭参照。

(10) 寛政十年荒河内村よりの下女よし、の例―『十二月八日出前ノ筈ニ候処、七月四日ハ七月廿七日病候ニ付、少々為居増、十二日勤過シ申候、尤薬礼此方ヲいたし候』(同年、日雇帳) なお次註⑮参照。

(11) 『給錢』此外ニ薬錢カヘ。参宮致候ニ付饗別遣ス』(文化四年日雇帳、茂左エ門の項)。

(12) 一例のみでしかも病氣のため短期間の奉公に終つた者なので特殊な事例かも知れないが、寛政十二年下内野よりの下女しを、について次の如く見える。

『拾式匁九分 しを取分

酉(||寛政十三) 利 壹匁九分 戌刻 壹匁九分

子利 七分七リ、但正月ハ子四月迄六ヶ月之利

メ拾九匁三分七リ 外六分三リ増遣ス

メ廿匁 文化元子四月廿日しを直ニ渡ス

幕末期辺境における村方商人||地主の雇用関係

右ハ申年(一寛政十二)勤メ候ニ付、申年中之利分ハ不遣、翌酉年カ之利分遣ス、(寛政十二年日雇帳)』
(13) たとえば文化五年下女^くにの場合、三月十六日入家、八月十九日まで勤めたが、四月十二日左の如く渡された。

『半季 但、取切、

二百五十匁之積り(註一一年間の下女給銭の標準として)

賃 百廿五匁

内 百五拾匁 四月十二日渡ス

夕 廿五匁 此方取分

巳年(文化六年)かし方帳面ニ引合』(文化五年日雇船方指引帳)

右の場合、百五拾匁が人家の時でなく、或る期間経つている点注意すべきかも知れない(或は便宜的なものかも知れない)が、百五拾匁を渡され、そのうち百廿五匁は半季奉公によつて償却し、返済の必要がないから、この分は所謂「取切」であり、残額廿五匁は債務になるわけである。百五拾匁の前貸でそのうち百廿五匁の「居消奉公」とも云える。

(14) 文化四・五年勤めたひさについて

『メ式ケ年(註一文化四年正月一五年十二月迄)

此 訳

杓ケ年半季 但、取切、式百五拾匁

此賃 三百七拾五匁

半季 但、色諸定メ

賃 式拾匁

ノ三百九拾五匁

内

式百五拾匁 左ニ渡ス、小前左ノ通り（略）

夕百四拾五匁

外 三拾匁 増シ、是者格別勤方無懈怠宜申候ニ付如此

ノ百七拾五匁 十二月廿四日渡ス （文化五年日雇船方指引帳）

とあり、さきに渡された式百五拾匁は文化四年三月に四拾匁、九月に百目、五年三月に百拾匁で『ノ式百五拾匁、但壹ヶ年分』と見え、決して身代金乃至前給の性格をもっていないし、残額百四拾五匁（他に三拾匁増シ）も奉公の終期に渡されている。従つて所謂「取切」とは意味が違つている。石本家の場合では多くは一年間の取分の意味くらいのものである。

(15) たとえば諫早文書（諫早市）元禄十一年十二月年行司御掟写に屢々見える。「質之者」の「身代銀」とは區別されており（実質的には殆んど同じ）、系統的には年季奉公の前借銀らしい。

(16) 下女くについて、文化七年日雇船方指引帳に

『已八月（文化七）未二月迄壹年半

此おんぎん 七拾五匁

内 四拾匁 取替引

残而 三拾五匁 未二月九日渡ス』

とあり、こゝでは「おんぎん」は給銀の意味位しかないようである。

〔II〕

仕 着

幕末期辺境における村方商人と地主の雇用關係

第二十三卷 第三・四号

二八五

給錢と共に仕着の給付があつた。天草ではシキシヨと云い、史料には色諸・色緒とあらわされている。給付関係が日雇帳に各人毎すべて記載されている寛政・文化年代では、下人に対して仕着の記事は全く見えないがこれはさきにも推察したように貨幣で表現されていても實際は仕着が含まれていたかも知れないのである。もつとも古くは下人にも仕着の記録が見えていて、たとえば安永二年の藤右衛門の如く、裕・おび・単物などの仕着を与えられている例も無いではない。併し乍ら概して仕着の事例は下人の場合には殆んどなく、それに反して下女の場合は屢々仕着の比重が大きいことを注意すべきであらう。古く安永三年から二例を挙げれば

才津下女 小 おひめ分

巳ノ四月朔日カ午四月朔日まで 壹ケ年

此賃 四十匁

七月十日

外にさらしかたひら 壹ツ

十四日

錢 五匁 かさ代ニ遣ス

木緬八尺へこニ遣ス

十二月

総ちらし附布子壹ツ

午三月廿九日

錢 拾三匁 おひ代

夏嶋 壹反

錢ニメ式百目ニ当也

メ午三月廿九日までニ

三月廿九日

外ニ形附手拭壹尺五寸遣ス

才津下女 大 おひめ分

巳四月朔日カ十月四日までニ 半年分

此賃錢 式拾匁

七月十日

外ニ単物壹ツ 三拾三匁

十四日

錢五匁 かさ代

木緬八尺へこ代 八匁

十一月三日

錢拾匁 そざ代ニ

メ 七拾六匁ニ当ル

とあり、仕着は給錢に数倍しているわけである。こうした事情は安永・天明・寛政年代も変わらず文化年代でも前表 No. 8 ひさ No. 9 れつ No. 10 じつ No. 12 はるの如く仕着の比重が大きいのである。⁽²⁾ 右の者の仕着の内容は記載されていないが文化五年の下女おとらには拾ヶ月勤めで賃三百目、外に禪物一ツ、綿入一ツ、木綿一反、樽一ツ、下女おくらには約三ヶ月の勤めで賃百五拾目、外に新禪物一ツ、古着式ツと見えている。⁽³⁾ 仕着は下女への給付として後年まで続いたのであった。

註 (1) 史料を引くと

『 志きまや覚

同日、辰年分

一、裕 老ツ (安永二年) 午三月四日渡ス

同日、辰年分

一、をび 式筋 午三月四日渡ス、但老筋ハ卯年分

同日

一、単物老ツ それ □ 相 □ れ □

(安永二年下人志事并ひ用覚)』

- (2) 後年の史料であるが前掲慶応四年風土行事書上帳(中村正夫、前掲稿所引)に『(下女)五度ニ出交り、春夏冬三度之給錢者、衣類又ハ金錢ニ而相渡シ、五勤月ハ麦安五斤、秋勤ハ粃ニ而六斗ツ、相渡云々』とあり、衣類ハ仕着が多かつたことが感ぜられるし、そのほか現物の給与を見出すわけである。

- (3) 文化五年日雇船方差引帳

幕末期辺境における村方商人ハ地主の雇用關係

III 取替

給銭は雇用の始期に与えられる「前給」ではなく雇用期間の終りに給せられたものであつた。併し雇用期間内随時に取替を受けたのであり（第3表参照）、従つて主家を出る時には給銭より右の取替分を差引いた残額を与えられたわけである（同時代に他地方では右の取替分に利子を付ける計算方法もあるが石本家では利子はつけていない）。勿論取替分の方が給銭よりも超過せる時は超過分は主家に返済しなければならなかつた（第3表No.13参照）。なお注意すべきは小作料（上前）の未納・滞納分を給銭を以て返済してゐることである〔表No.1, No.7, No.9参照〕。「畑上前＝直引」・「上前帳＝引合」等々の表現のもとに差引かれてゐる例は各年度かなり多い。雇用関係と小作関係「名子も含めて」が密接に関連・癒着してゐたことから当然考えられることであらう。云わば小作料滞納分にあてるための労働でさえあつたのである。

六 主家の規制と労働の態様

I 主家の規制

前稿で窺つたように石本家の経営においては元々が全般的な統轄をしていたのであつて、文化十四年正月の「勤方心得向」にも、『一、日々夫遣之儀者、前夜店ニ而申談、元々筋々之もの申聞、翌日者手割間違無之様可致事』と見えており、元々の指示を以て夫遣〔奉公人・日雇・船方等々を含めて〕がなされてゐたことを知るのである。しかも下男には「下男頭」が置かれていて下男の統制をしたと思われれる。これらの下男のためには「男部屋」があり、文政十一年には『家内之者寝

所之事』としてその中には「男部屋、下男中」・「油屋、絞方」などと見えている。⁽²⁾絞方は奉公人の中でも特に蠟絞りを専業とした者であろう。しかもこれらの寢所の見廻りや又夜中他出の節も四ツ時までは帰るように手代の一人が取締りにあつており、「下男勤之者」が私用にて他出の際は元々まで申出でること、また給錢の内借、前借そのほかの相談も元々まで申出でるよう規定されていたのであつた。⁽³⁾その他は「定居」奉公人の生活状態について知る史料は乏しく今後各帳簿の中から断片的史料を探る必要がある。なお差引帳によれば一年のうち休日⁽⁴⁾は左の通りであつたと思われ、奉公人の全部乃至殆んどが「遊」となつている。即ち正月三ヶ日及び十五日(小正月)、二月二日、三月三日(節句)。五月五日(節句)。七月十四・五日(盆)。八月一日(八朔)。九月十五・六日、十月十日(但し半日遊)である。また各年度の差引帳を窺つて気付くことは各人とも「病氣」の日数が相当に多いことである。理由は明らかでないが注意すべきことと思われる。

註 (1) 文政八年手元諸用控。

(2) 文政十一年手覚。

(3) 前掲拙稿、手人と小作管理人、七九・八〇頁 所引史料を参照のこと。

〔II〕 労働の態様

奉公人の労働の内容(作業種別)については前述の如く「差引帳」に日々記録されている。併し乍らその記事はきわめて簡単である。「単に「勤」とか「内」とのみある場合や、或は「勤」の記号として〃とのみ表わされているなど。時には脱落もあり、納得のゆかぬ箇所や明らかに誤記と思われる点も少くなく、一年間の状態さえ明確に窺うことは相当困難である。こ

では比較的良く窺われる年度として文化六年をとりあげ、下男・下女各人毎に句間別にその労働の内容〔作業別〕を表示してみたのが第6表である。このほか石本家の労働組織としては日雇（前掲拙稿で述べた世話人Ⅱ小作管理人や職人の雇用も含めて）も頗る重要である。従つて同年度の日雇を句間別に労働（勤め）の内容を表示したのが第7表である。（此の表には世話人と思われるものも含む。拙稿、手代と小作管理人、一一一頁第10表参照）。これら二つの表を組み合わせつゝ考察を進めるならば石本家の文化六年度における労働の態様、ひいては労働組織更には経営のあり方¹についてかなりヴィヴィッドな考察がなし得るのではないかと思われる。もつとも文化六年度は若干特異な年度のものであつて、この前後の年度では日雇の雇用はこんな少数の雇用人数ではなく、これの倍・数倍が普通のものである。併しこゝでは「定居」奉公人の労働事情が最も良く窺える年度として文化六年度を選んだのであつた。これらの考察はむしろ日雇と共に労働組織のあり方全般として考察すべきと思うが頁数に制限があるのでこゝでは両表の詳しい考察は他日に譲ることとしてただ次稿への準備として掲出するにとどめる。不明の文言もあると思うが「定居」奉公人の労働の内容については或程度の見当がつけられると思う。この表を窺つただけでも、石本家の経営形態に依じて、農業労働は少なく、むしろ酒造や蠟燭²、塩浜の労働及び各地行（小作料・塩浜代・賃金・利子の取立、乃至商取引のため）などが相当の部分を占めていることは直ちに見出されるであろう。これら「定居」奉公人や日雇のほかに、ここには表示していないが廻船数艘に船方が乗組み、大阪・瀬戸内、長崎その他九州各地との運漕に従事していたことも考えねばならない。もつとも年代を遡つて安永・天明年間では農業労働の比重がずつと大きなるように思われるので、その変化の過程も今後の課題となるであろう。いづれも他日に改めて取扱つてみた

第 6 表 文化 6 年「定居」奉公人の労働

(陰 曆)	No. 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計
月	旬	兵 治 郎	了 八	市 作	秋 治 郎	治 作	八 惠 蔵	新 七	ひ さ	れ つ	じ つ	く に	は る	み そ	き ん
I (大)	【II・14】	遊 方 3 遊 富 3 遊 方 1	遊 富 3 遊 富 7	遊 米 3 遊 打 7	遊 米 4 遊 打 6	遊 動 3 遊 米 7	遊 米 3 遊 米 酒 4	110							
	【II・24】	酒 方 4 酒 遊 4 酒 遊 1	富 富 10 富 富 10	米 打 5 米 打 1	109										
	【III・6】	酒 方 1 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 4 富 富 3	蠟 蠟 10 蠟 蠟 10											
II (大)	【III・16】	田 起 7 田 起 1 田 起 1	病 氣 3 病 氣 7	蠟 蠟 9 蠟 蠟 1	120										
	【III・26】	田 起 1 田 起 2 田 起 1	富 富 5 富 富 4	蠟 蠟 10 蠟 蠟 10	121										
	【IV・5】	酒 方 1 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 10 富 富 10	蠟 蠟 8 蠟 蠟 2											
III (小)	【IV・15】	大 方 1 大 方 4 大 方 0.5	富 富 10 富 富 10	蠟 蠟 8 蠟 蠟 1	108										
	【IV・25】	酒 方 4 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 10 富 富 10	蠟 蠟 8 蠟 蠟 1	110										
	【V・5】	酒 方 2 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 9 富 富 10	蠟 蠟 7 蠟 蠟 1											
IV (大)	【V・14】	酒 方 1 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 10 富 富 10	蠟 蠟 6 蠟 蠟 4	119.5										
	【V・24】	酒 方 1 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 10 富 富 10	蠟 蠟 3 蠟 蠟 1	110										
	【V・3】	酒 方 7 酒 遊 3 酒 遊 3	富 富 10 富 富 10	蠟 蠟 1 蠟 蠟 2											
V (大)	【VI・13】	火 入 3 火 入 1 火 入 1	富 富 10 富 富 10	蠟 蠟 5 蠟 蠟 1	117										
	【VI・23】	田 取 3 田 取 1 田 取 1	富 富 10 富 富 10	蠟 蠟 3 蠟 蠟 1	113.5										
	【VI・3】	酒 方 2 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 9 富 富 10	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1											
VI (小)	【VII・13】	志 補 1 志 補 1 志 補 1	富 富 6 富 富 4	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	110										
	【VII・23】	酒 方 2 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 2 富 富 8	蠟 蠟 3 蠟 蠟 4	110										
	【VII・2】	酒 方 2 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 2 富 富 8	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1											
VII (大)	【VIII・11】	酒 方 2 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 2 富 富 8	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	110										
	【VIII・21】	酒 方 3 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 2 富 富 8	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	110										
	【VIII・31】	酒 方 1 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 1 富 富 5	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	118.5										
VIII (小)	【IX・10】	酒 方 1 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 1 富 富 5	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	120										
	【IX・20】	酒 方 3 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 2 富 富 4	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	120										
	【IX・30】	酒 方 1 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 1 富 富 5	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	108										
IX (大)	【X・9】	酒 方 10 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 5 富 富 2	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	120										
	【X・19】	酒 方 10 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 6 富 富 2	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	120										
	【X・29】	酒 方 10 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 6 富 富 2	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	115										
X (小)	【XI・8】	酒 方 6 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 3 富 富 3	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	107										
	【XI・18】	酒 方 2 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 2 富 富 3	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	109										
	【XI・28】	酒 方 2 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 9 富 富 2	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	108										
XI (大)	【XII・7】	酒 方 9 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 10 富 富 10	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	120										
	【XII・17】	酒 方 10 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 10 富 富 10	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	120										
	【XII・27】	酒 方 10 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 10 富 富 10	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	118										
XII (小)	【I・6】	酒 方 3 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 3 富 富 3	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	120										
	【I・16】	酒 方 10 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 7 富 富 2	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	120										
	【I・26】	酒 方 6 酒 遊 1 酒 遊 1	富 富 3 富 富 4	蠟 蠟 1 蠟 蠟 1	113										

【備考】月の下に(大)・(小)とあるのはその月の(30日)の月の(29日)の意味である。
 旬の欄に【】で表示したのはその旬の最初の日の陽暦に換算するものである。たとえばI月上旬【II・14】は1月1日が陽暦1809年2月14日にあたることを示す。
 作業名の横の数字は作業日数を示す。作業名は史料のまゝとしたが、一、二あて字を改めたものもある。
 史料は主として文化6年日雇方差引帳で、一部を文化5、7年日雇方差引帳をもつて補足した。

第 7 表 文化 6 年における日雇

月	旬	作 業 (日 数)	計
I	上旬	有家行 1, 内 1, 牛深行 4, 八代行 3, 大島行 1.5, 米打 7	17.5日
	中	大島講行 1, 有家行 2, 富岡行 4, 米打 7, 杉植付 1, 竿切 1, 大工 5.5, 糶摺 3	24.5
	下	内 0.5, 富岡行 1, 須子行 3, 大島子行 1, 小宮地行 1, 二江行 1.5, 恩地藏仕理(?) 1, 鉄見 0.5	9.5
II	上	富岡行 2, 二江行 1, 油屋道具作り 1, 内 1, 糶摺 1	6
	中	長崎行 11, 須子行 5, 有家行 2, 杉植 2	20
	下	長崎行 1, 富岡行 3, 教良木行 2, 宮地岳行 1, 只右衛門屋敷商売 1, 油屋道具作り 2	10
III	上	富岡行 5, 有家行 5, 堤見 2, 大豆糶 1	13
	中	富岡行 4, 有家行 3	7
	下	富岡行 8, 有家行 4, 櫛量目 0.5, 上津浦行 2, 大工 0.5, 茶摘取手 38 (或は 39), 茶煎手 6	59(60)
IV	上	口之津行 2, 杉山見分 0.5, 茶摘取手 10.5, 茶煎手 4	17
	中	なし	0
	下	富岡行 6	6
V	上	富岡行 10	10
	中	富岡行 4, 有家行 1, 洗濯方 1	6
	下	有家行 4, 富岡行 4, 洗濯方 10, 大工 1, 田草取 57.5(内, 男 2, 女 55.5)	76.5
VI	上	富岡行 4, 大矢野行 3, 築地蔵方 2, ◎櫛揚ゲ 1, 麦煎 1, 浦行 3, 洗濯方 10, 田水打 2	26
	中	大矢野行 3, 富岡行 9, 須子行 3, 下浦行 2, 洗濯方 2, 店老人介抱 3, 蔵仕直シ 3.5	25.5
	下	富岡行 5, 須子行 3, 鬼池行 0.5, 浜地押 1, 店老人介抱 7	16.5
VII	上	有家行 5, 坪打 0.5, 店勤 9	14.5
	中	須子行 9, 田見分 0.5, 舟作造 4, 店勤 9	22.5
	下	須子行 5, 坪打 4.5, 田見分 2.5, 舟作造 1.5, 店勤 10	23.5
VIII	上	田見分 16.5 (或は 16), 野こぎ 6, ◎刈付 1, 店勤 2, 内 5	30.5(30)
	中	浦行 5, 八代客料理 1, 麦打 1, 稲こぎ 18	25
	下	八代客料理 1, 鳥原客料理 1.5, 二江行 1, 稲こぎ 5, 麦打 3, 櫛取 14.5	26
IX	上	富岡行 4, 東目取立 9, 糶寄 2, 内 2.5, 麦打 1	18.5
	中	富岡行 2, 有家行 1, 浦行 2, 東目取立 3, 坪打 3, 勤 2	13
	下	浦行 6, 才津山伐 2, 勤 1, 大工 2,	11
X	上	長崎客料理 1, 坂瀬川行 1, 麦作 1, 大島, 鬼池, 二江行 3, 本村行 2, 大工 2.5, 長崎客=勤 6	16.5
	中	長崎客料理 1, 坂瀬川行 1, 長崎客=勤 5	7
	下	薪木割 1, 糶摺 1, 坂瀬川行 1, 才津行 1, 油屋道具造 1.5	5.5
XI	上	口之津・大島崎迄行帰り 2, 糶摺 5, 牛深行 2, 木切 1, お運地屋敷開 10.5, 同右つち仕 8	28.5
	中	津留行 2, 大島子行 2, 本村行 1, 教良木行 30, 糶摺 3, 城木場行 1.5, 大島才津迄行 1, 勤 2, 宮田行 1, 薪上ゲ 1, お運地屋敷開つち仕 8.5	53
	下	味噌米打 2, 糶摺 1, 餅打 1, 餅米打 1, 酒米打 1, 勤 8	18
XII	上	須子行 8, 米打 2, 山見分 2, 勤 10, 平八郎(分家)家地形開・普請 36, 糶打 5	63
	中	西目行 6, 島原口之津行 4, 須子行 8, 本村行 1, 米打 12, 勤 4, 平八郎家どうざぎ, 石よせその他 133	168
	下	西目行 9, 米打 4, 薪切 1, 取立方 3, 平八郎家普請 4.5, 垣柴切 1, 本村行 5	27.5
月不明		[春より夏迄] 味噌仕入 3, 秋より麦作迄 5, 六田隠宅勤 10, (12月カ?) 1 塩持 0.5	19.5
総計			941

【注】 作業名の横の数字は日数をあらわす。 ◎は名子の加勢(夫役)である。 史料に半日とあるのは 0.5 をもってあらわした。

いと思ふ。

註 (1) このほか名子の加勢ノ夫役がある。第7表でも(6)で示しているが、多量の加勢が窺える年度としてはさきに文化七・八年度を表示した(拙稿、経営形態の一考察、二二二頁参照)。

(2) 同右稿、二一八頁第17表参照。文化十二・十三年度は更に多数である。

(3) たとえば蠟荒場ノ蠟絞りのため燼実を粉碎する行程。単に荒場又は荒ともある。絞り方(絞り) ノ蠟絞り。蠟打も同様である。

こゝでは簡単に書いたので不正確だが、詳しくは次稿で説明する。小取りノ補助労働の意。火入ノ酒造における火入である。米打ノ米つき、水打ノ塩浜に海水を撒く作業、野こぎノ稲を刈取つてすぐその田でナマユギをするのを云う。籾寄せノ小作料の籾を取納するのを云う。

七 あ と が き

以上、石本家における「定居」奉公人について特に文化年代を中心に考察してきた。不十分な点も少くなく、特に史料を主に「日雇船方差引帳」に依拠しているので多くの限界があることを認めなければならない。今後龐大な石本家文書の中から関連の諸史料を丹念に積み重ねてゆく必要を改めて痛感するのである。

併し、以上の考察からも石本家における雇用関係の特質をば或程度窺うことが許されるように思われる。そしてそれは大体同時期の各地の奉公人的雇用関係と一般的に通じるものをもつと共に、辺境における村方商人ノ地主の雇用関係として或る特徴ももっているようである。以下此の点について取りあげ歴史的位置をかいまみることにする。

先づ第一に石本家における雇用関係は広い意味での家内部の関係——親方・子方関係といえると思う。さきにも窺つたように、名子や小作人などのデイリの子弟が、しかも親子・兄弟にわたつてダンナドンたる石本家に入つてきたものが主であつて、その主家との生活関連はきわめて密接であつた（たとえ今迄は全く関係の無かつた家外部から入つてくる場合も漸次家と家の生活諸関連が形成されてゆく）。奉公人を出す家々と石本家との云わば家と家との諸関係の一環としての雇用関係であると思われる。われわれは奉公人の入家の事情や年季のあり方、給付の諸事情などに恩恵と奉仕の関係を多分に見出し得るのである。たとえ給銭が村法や慣習によつて規定されていても、それは単なる労働力販売と賃労働ではなく、多分に羨奉公的性格（特に名子の子弟の場合、やがて名子となりその子弟がまた奉公に入つてくる）を想定しなければならぬようである。御領村の古老達、特に中山留一氏（明治二年生）が「昔の銀主（石本のほか池田・野頭・山崎の諸家）は下々の者しもじもに慈悲をかけてくれた」というのは時代を遡れば益々そう云えるようで、雇用関係とても例外ではないであろう。

併し乍ら、他面において石本家における雇用関係には債務労働的性格がまつわりついていることをも注意しなければならぬ。もちろん質物奉公の如き束縛度の強い形態は見られないが、前述のように「取切」とか「恩銀」という文言には或る痕跡が感じられよう。しかも単なる痕跡にとどまらず、奉公期間中の随時の「取替」や、殊に奉公によつて小作料の滞納その他諸種の債務にあてていること——むしろ小作料の滞納や諸種の債務のために奉公に入つていること——そうした点にわれわれは債務労働の生きた姿を見ることが出来ると思う。

前稿においても少しふれたように、石本家の経営の性格は前期的資本と寄生地主としての性格と共に、他面には村落に

おける親方百姓の性格をとどめていたのであり、また企業と家計が未分離のまま、一個の「家業」としては当時として、相当高度な展開をしているのであつた。すなわち、すぐれて「商人的」銀主（利貸）的であると同時に、その地盤が辺境天草島という生産力低き地帯では、旧来の親方・子方的諸関係を完全に揚棄することが出来ず、むしろそれを温存し、維持し、自己の経営に適合する如く変容せしめつゝこれを利用していたかのようである。従つて右に見た雇用関係における両面の性格は一見相矛盾し相對立するかのようではあるが、實際はむしろ混融し、相互に補いつゝ石本家の経営「家業」に適合する如き奉公人関係を形成していたのである。たとえば、随時の「取替」や諸種の債務といえども他面から云えば奉公人や名子・デイリであるがゆえの恩恵でもあり、しかも奉公人や名子・デイリを駆使してこそ広汎な利貸・商業取引・小作料收取……等も遂行されてゆくのである。しかも石本家の商人的「銀主的性格」として彼等といえども細密な計算の下に收取の対象となるのであり、単なる恩恵・奉仕関係ではないのである（もちろん小作料の一部免除や世話人として勤めた場合の世話料はあるにしても）。

こうした性格の雇用関係は石本家に限らず当時広く存在していたわけであるが、幕末期に広汎に展開していたかかる雇用関係が拡大し、発展して行つて明治以降の賃労働関係へと直接に連続して行くのではなさそうである。たしかに資本主義的経営（政府の育成——官営工場・鉱山も含めて）やその担い手の展開は旧来の豪農や商人の経営の自生的拡大・発展として出て来ているのではないし、旧来の雇用関係と賃労働関係の間にも一つの断絶があるのを認めざるを得ない。しからば全然無関係かと云うと決してそうではない。雇用関係はやはり幕末までには相当度の発展を遂げていて賃労働の萌芽・乃至その方

向へ向つていたのを見出すし、たとえそこまで行かなくとも、そして断絶を認めつゝも、やはり古い台木の上に新しい賃労働関係が接木せられたと見ることが出来る。従つて賃労働史の研究が若し本格的になされるとすれば、明治期からのみ考察すれば良いものではなさそうである。析出されてきた労働者の質の考察（たとえば農業年雇・季節雇が大量に労働者に転化してゆくことを思へ）や、労働条件を常に低下せしめる理由の一つには旧来の雇用関係から来る制約や影響が充分考慮されねばならないのではないだろうか。

しかも雇用史は単に賃労働史の前史としての意味があるのではない。むしろ古代より近代に至る筈に多様な従属的労働関係の歴史的研究の中で一つの重要な意味をもつのである。勿論石本家の場合も「萌芽的賃労働」という段階にまでは程遠いし、また今後日雇・船方その他の雇用面もよく研究してみねばならないが、雇用史の研究には一つの良い足場にはなりそうである。

石本家の経営のあり方については友人たちによつて各方面から研究されているから、今後それらが種々の稔りを結び、そのことによつて側面から労働組織・雇用関係も解明されるであろう。膨大な史料であるだけに今後の考察がますます共同研究に俟たねばならぬことを痛感するのであり、筆者としても今後名子や日雇・職人・船方等の追求を通じて何らかの寄与をなし得ればと願っている。わたくしは「個を愛惜する」が、それは単に一個の事実に骨董的興味をもつのでは決してない。今や経済史学は広い比較史的視野と共に、徹底的なモノグラフに支えらるべきであり、モノグラフに支えられぬ歴史は漠然たる印象論や勝手なひとりが、にとどまつてしまうのではないだろうか。理論と実証のいみじき結合はモノグラフという「隅の首石」を幾つも据えてこそはじめて建て得るのであろう。今後もそういう意味で雇用史と取り組む一つ、の場として石本家の研究を続けてみたいと思う。

〔後記〕六のⅡ労働の態様については特に力を注いで考察するつもりであつたが頁数の関係で今回は表を掲出するにとどめた。今後は数年度分を組合せて考察してみたいと思つている。

史料は特に注記せるもの以外は、すべて九州大学九州文化史研究所架蔵の石本家文書である。

小稿の作成にあたり、石本勝之丞氏はじめ御領村（現五和町御領）の方々から受けた御厚誼に対し紙上を借りて心から感謝したい。